

# 不動産取得税

## あなたが大阪府に納める税金です

### ■納める人

不動産（土地や家屋）を売買、贈与、建築などによって取得した場合に、その不動産を取得した方が納めます。

### ■納める額

$$\text{不動産の価格（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

#### ●不動産の価格（課税標準額）

課税標準額となる価格は、原則として、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。ただし宅地や宅地比準土地を2024年3月31日までに取得した場合は、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が課税標準額になります。

#### ●税率

下表の税率が適用されます。

取得した日	種類	家屋	
		住宅	住宅以外
2008年4月1日～2024年3月31日	土地	3%	4%

### ■納める方法

納める方法は、次の1または2の方法があります。

#### 1. 不動産を取得した本人（あなた）が、日本国外に居住しているなどの理由により、直接申告及び納付することが困難な場合

納税管理人を指定し、「納税管理人申告書・承認申請書」を府税事務所に提出してください。

※ 納税管理人とは、不動産を取得された方が、日本国外に住所等を有する場合に、不動産取得税の納税に関する事項を処理していただく方のことです。

#### 申告から納付までの流れ

不動産を取得し、日本国内において申告及び納付等が困難な方は、同封の「納税管理人申告書・承認申請書」に、①あなたの住所及び氏名等、②納税管理人の住所及び氏名等を記入、押印（又はサイン）の上、府税事務所に提出してください。（併せて、同封の不動産取得申告書を提出してください。）



©2014 大阪府もずやん

府税事務所は、納税通知書（納付書）を納税管理人へ送付します。

納税管理人は、送付を受けた納税通知書（納付書）により、納期限までに日本国内の金融機関等で納付してください。

#### 2. 本人（あなた）が、日本国内の金融機関等で直接納付できる場合

あなたが、「不動産取得申告書」を府税事務所に提出してください。

後日府税事務所から納税通知書（納付書）が送付されますので、納期限までに日本国内の金融機関等で納付してください。（日本国内の住所又は来日される日などを、府税事務所担当にお知らせください。）

### ■お問合せ先

ご不明な点があれば、府税事務所担当までメール、FAX又は直接来所してお問い合わせください。（日本語以外のお問合せに対しては回答に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。）